

家畜経営情報

◆ 水質汚濁防止法に基づく畜産事業所の排出水測定を実施していますか？

水質汚濁防止法は、事業所から河川等公共用水域に排出される水の排出等を規制することにより公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る法律です。

畜産事業場から出される排出水については、汚染状態を測定し、分析結果を記録・保存することが義務づけられています。

1 水質汚濁防止法の対象となる畜産施設(特定施設)とは？

次に示す、一定の規模以上の畜産事業場は、政令で定める特定施設に該当します。

- ・豚房施設：総面積が50平方メートル以上の施設
- ・牛房施設：総面積が200平方メートル以上の施設
- ・馬房施設：総面積が500平方メートル以上の施設

2 まず届出をお願いします

◇対象となる畜産施設設置者は、氏名、施設名、排出水の状態及び量等を県（地方事務所環境課）に届出する必要があります。

◇また、設置者は特定施設の排出水について、届出に基づいた水質測定することが義務づけられています。

3 排出水の測定とは？

① 測定頻度

1年に1回以上

② 測定項目

硝酸性窒素等、特定施設の設置にあたり届出た項目について測定。

(※畜種、施設により異なりますので、地方事務所環境課にお問い合わせください。)

③ 測定結果の記録・保存

測定結果は、関係書類とともに3年間保存してください。

御不明な点はお近くの地方事務所環境課までお問い合わせください。